

閲覧用

令和 7 年 3 月 25 日

第 3 回大河原町農業委員会総会議事録

大河原町農業委員会

令和7年 第3回 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年3月25日（火曜日）午前10時00分から

2. 開催場所 大河原町役場 3階 大会議室

3. 出欠状況

○出席委員（農業委員7名・農地利用最適化推進委員5名 合計12名）

農業委員3 鎌田 美智雄

農業委員4 菅野 正信

農業委員5 佐藤 富男

農業委員6 庄司 貞良

農業委員7 鈴木 勉

農業委員8 松井 誠子

農業委員9 長山 清市

推進委員1 小笠原 良一

推進委員2 加藤 照男

推進委員3 鈴木 利弘

推進委員4 高橋 卓也

推進委員5 長山 務

○欠席委員

農業委員1 大宮 孝則

農業委員2 角田 真由美

推進委員6 長山 恵

○事務局出席者

事務局長

高橋 正志

事務局次長 佐藤 義則

事務局係長

富川 隆一

事務局主事 半澤 壮都

中間管理事業マネージャー 大宮 廣昭

事務局員 佐藤 香織

4. 議事日程

○日程第1 会議録署名委員の指名

○日程第2 会期決定

○日程第3 議事

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求める件

議案第2号 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件

議案第3号 非農地証明願に対し、証明書発行の可否の意見を求める件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定に基づく小作地の合意解約通知について

報告第2号 農地現状変更届について

報告第3号 地目変更届について

5. 会議概要

午前 9 時 53 分 開会

○事務局長 はい、皆さんおはようございます。（「おはようございます。」の声あり。）

お忙しい中お集まり頂きまして、誠にありがとうございます。開会の前に、携帯電話をお持ちの方につきましては、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いしたいと思います。それでは定刻前ではございますけれども、只今から令和 7 年第 3 回大河原町農業委員会定例総会を開催致します。農業委員会会議規則第 6 条及び第 10 条の規定に基づきまして、定例総会の開会と議長を長山清市会長をお願いしたいと思います。では会長よろしく願います。

○会 長 はい。それでは皆さんおはようございます。（「おはようございます。」の声あり。）

大変ご苦勞様でございます。大分暖かくなってきました、農作業にも適した時期になってきたと感じています。桜の便りもあと何日かで咲くとは思いますが、本当に楽しいというか忙しいというか色々複雑でございます。また季節の変わり目という事でもございまして、今日も 3 名の方が欠席されている様ですけど、一つ皆さんの方も体調の方に十分注意して、活動の方に専念して頂ければと思います。よろしくお願いします。

○議 長 それでは早速ですが議事に入りたいと思います。本日は 3 名の方が欠席しておりますが、農業委員会に関する法律第 27 条の第 3 項の規定を満たしておりますので、この総会は成立している事をまず報告致します。

では日程第 1「会議録署名委員の指名」でございますけれども、大河原町農業委員会会議規則第 31 条の第 3 項に基づきまして、3 番の鎌田美智雄委員と 4 番の菅野正信委員をお願い致します。

日程の第 2「会期の決定」でございますが、会期は本日 1 日としてよろしいでしょうか？お諮りします。（「はい。」の声あり。）

はい。異議なしという声がございますので、本日 1 日とさせていただきます。

次に日程第 3 議事に入ります。本日の議事は議案第 1 号から第 3 号。そして報告事項が第 1 号から第 3 号となっておりますので、よろしくお願いします。

では第 1 号議案「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求めるものとする。」に入りますが、進行番号 1 及び 2 は私に関連がありますので、進行を職務代理をお願い致します。よろしくお願いします。（会長、退席）

○会長職務代理者 はい、進行を変えます。第 1 号議案・進行番号 1 を上程します。また進行番号 2 も関連がありますので併せて上程します。事務局説明をお願いします。

○事務局主事 はい。第 1 号議案「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求めるものとする。」進行番号 1・金ヶ瀬地区。申請地と致しまして、堤字角。地目が台帳及び現況が畑。面積が 481 m²。その外 3 筆ございまして、田が 2 筆、畑が 2 筆で合計 4 筆、1,432 m²となります。理由と致しまして、譲渡人農地交換により農業経営の充実を図る。譲受人も同じとなります。権利設定又は移転の別と致しまして所有権移転。対価総額又は賃借料は無償。移転時期は許可日。譲受人の農業経営状況と致しまして総会資料記載のとおりで

す。続きまして進行番号2に入らせていただきます。地区が先ほどと同じで、譲渡人と譲受人が進行番号1と逆になります。申請地と致しまして、堤字角。こちらも地目が台帳及び現況が畑。面積が1,965㎡。その外2筆ございまして、合計畑3筆で2,688㎡。理由は進行番号1と同じになりますので省略します。譲受人の経営状況については総会資料記載のとおりです。以上です。

○会長職務代理者 はい、事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明お願い致します。はい、長山委員。

○長山務委員 はい。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。譲受人は事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備え、何ら問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は未定で、取得面積等から見て当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。また周辺に支障はないと思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。譲受人は個人経営なので該当はしません。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。特に問題はないと思われるので、ご審議の方よろしくをお願いします。

○会長職務代理者 はい、ありがとうございます。担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑があれば承ります。（「ございません。」の声あり。）

はい、質疑なしと認めます。これから採決を致します。進行番号毎の採決をお願いします。第1号議案・進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成。進行番号1は適当と認めます。

次に第1号議案・進行番号2について、適当と認める事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

全員賛成、進行番号2は適当と認めます。それでは進行を会長に戻します。（会長、着席。）

○議長 長 はい。それでは進行番号3を上程致します。また進行番号4も譲受人が同じため、あわせて上程します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号3・金ヶ瀬地区。申請地と致しまして、堤字角。地目台帳及び現況が田。面積が220㎡。もう一筆ございまして田1筆、畑1筆、合計2筆の842㎡となります。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該地を譲受け、農業経営の充実を図る。権利設定又は移転の別と致しまして所有権移転。対価総額または賃借料と致しまして67,000円、10アール当たり80,000円となっております。移転時期は許可日から。譲受人の経営状況は先程申し上げたので省略させていただきます。

続きまして進行番号4に入らせていただきます。申請地と致しまして、堤字角。地目台帳及び現況が畑。面積が988㎡。その他違うのが対価総額の方が80,000円で、10アール当たり80,000円となっております。他は同じですので省略します。以上です。

○議長 長 はい、ありがとうございます。ただ今事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明お願い致します。はい、長山委員。

○長山務委員 はい、1と同じ内容ですので省略させていただきます。

- 議長 はい。1と同じという事ですので、質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。（「ありません。」の声あり。）
- はい、それでは進行番号3について賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手。）
- はい、全員賛成という事で許可相当と致します。
- 次に進行番号4について賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）
- はい、全員賛成という事で許可相当と致します。大変ありがとうございます。
- 次に進行番号5を上程致します。事務局説明お願い致します。
- 事務局主事 本日お配りした別紙の訂正版の方で、皆さんご覧頂ければと思います。進行番号5・金ケ瀬地区。申請地と致しまして、堤字大井戸。こちら地目台帳及び現況が畑。面積が257㎡となっております。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該地を譲り受けて、農業経営の充実を図る。権利設定又は移転の別と致しまして所有権移転。対価総額は50,000円、10アール当たり194,552円となります。移転時期が許可日から。譲受人の経営状況と致しまして、総会資料記載のとおりです。以上です。
- 議長 はい、ありがとうございます。ただ今事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明お願い致します。はい、長山委員。
- 長山務委員 はい。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。譲受人は事務局説明の通りの農地を営営しており、耕作に必要な農機具等も備え何ら問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は柚子で、取得面積等から見て当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。また周辺に支障はないと思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。譲受人は個人経営なので該当はしません。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。特に問題個所はないと思われますので、ご審議方よろしくをお願いします。
- 議長 はい、ありがとうございました。ただ今担当委員の説明が終わりました。皆さんの方から何か質疑はございませんか？（「ありません。」の声あり。）
- はい。ありませんという事ですが、私の方から事務局に農業稼働力5人って、5人もいるのかな？
- 事務局主事 家族を挙げられた様で、一応年間30日くらいで家族の方が入られるって事で5人でした。息子さん3人と奥さんで、5人という事です。
- 議長 はい、分かりました。それでは賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）
- 全員賛成という事で許可相当と致します。大変ありがとうございます。
- 続きまして第2号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」進行番号1を上程致します。事務局説明お願い致します。
- 事務局主事 はい。第2号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」進行番号1・東部地区。申請地と致しまして、字広瀬町。こちら地目台帳が田、現況が畑となっております。面積が471㎡の内108㎡。理由と致しまして、賃貸人相手方要望により賃貸する。賃借人当該土地を借受け、駐車場として利用する。権利設定又は移転の別と致しまして賃借権設定（2年間）。転用目的の施設概要と致しまして

駐車場 5 台分。工事時期が令和 7 年 5 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日まで。農地区分が第 3 種農地となります。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただ今事務局説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、庄司職務代理者。

○会長職務代理者 はい、長山恵委員に変わり報告します。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は中島公園東側の住宅地であり、平坦な場所のため何ら問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係なく問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に田畑はありませんので影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれも該当しません。5、意見について。特に問題個所はないと思われますので、ご審議方よろしく申し上げます。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただ今担当委員の説明が終わりました。皆さんの方から質疑があれば挙手でお願いします。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

はい。ありませんという事ですので、これから採決を致します。第 2 号議案の進行番号 1 について許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございます。

次に進行番号 2 を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号 2・金ヶ瀬地区。申請地と致しまして、字広表。こちら地目が台帳及び現況が畑。面積が 209 m²。その外 2 筆ございまして、合計畑 3 筆で 628 m²となります。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲渡人当該土地を譲受け、宅地分譲（3 区画）を行う。権利設定又は移転の別と致しまして所有権移転。転用目的の施設概要と致しましては宅地分譲 3 区画。工事時期は令和 7 年 5 月 1 日から令和 7 年 12 月 26 日まで。農地区分が第 3 種農地となります。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただ今事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、鈴木委員。

○鈴木利弘委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は広表 2 号公園近くのフードショップ裏の畑で、何ら問題ないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく問題ないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺には田畑はありませんので、影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれも該当しません。5、意見について。特に問題個所はないと思われますので、ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただ今担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方は挙手でお願い致します。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

はい。ありませんという事でございますので、これから採決を致します。第 2 号議案・進行番号 2 について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございます。

次に第 3 号議案「非農地証明願に対し、証明書発行の可否について審議する件」でございします。進行番号 1 を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。第3号議案「非農地証明願に対し、証明書発行の可否について審議する件」進行番号1・金ヶ瀬地区。申請地と致しまして、新寺字奥山。地目台帳が畑、現況が山林。面積が8,485㎡。非農地となった時期と致しまして平成15年頃。理由と致しまして、該当地は平成15年頃から管理がなされずに山林化している。願出人が令和6年に相続により取得したが、進入が難しく農地として復元する事は困難である。非農地証明の適用と致しまして、農地法関係の事務処理の手引き99ページ、非農地判断、3.判断基準、ア。その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当。100ページ、非農地証明、3.証明の範囲、(6)。その土地が何等かの原因で非農地となつてから長年経過したものであつて、再び農地として利用される可能性がなく農地以外となつた実情及び実体が真に止むを得ないものと農業委員会が認めたものに該当するかと思われます。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ただ今事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、長山委員。

○長山務委員 はい。1、その土地が、非農地になつてから20年以上経過しているか。申請地は登記地目が畑で現況が山林となつている。平成15年頃から管理されず山林化し現代に至っている。2、再び農地として利用される可能性がないか。既に20年以上経過し、繁茂している雑木も大きくなっており、今後も畑作は困難と考えられる事から、農地に復元する事はないと思います。3、農地以外となつた実状及び実態が真に止むを得ないか。平成15年頃から耕作不便により未耕作地となり、非農地になつた事は真に止むを得ないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれも該当しません。5、意見について。特に問題はないと思いますので、ご審議方よろしくをお願いします。

○議長 はい、ありがとうございます。ただ今担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方は挙手でお願い致します。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

はい。ございませんという事で、これから採決を致します。第3号議案・進行番号1について許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございます。

次に報告第1号「農地法第18条第6項の規定に基づく小作地の合意解約について」進行番号1を上程致します。また報告第2号「農地現状変更届について」進行番号1も関連がありますので併せて上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。報告第1号「農地法第18条第6項の規定に基づく小作地の合意解約について」進行番号1・金ヶ瀬地区。土地と致しまして、金ヶ瀬字湯尻前。地目が台帳及び現況が田。面積が1,080㎡。その外7筆ございまして、合計田8筆で7,164㎡。こちら理由と致しましては、双方の合意により解約する。土地の引き渡し時期が令和7年3月17日からとなっております。

ページをおめくりください。続きまして報告第2号「農地現状変更届について」進行番号1・金ヶ瀬地区。届出人が先ほどの賃貸人と同じでございます。土地と致しまして、金ヶ瀬字湯尻前。地目が台帳及び現況が田。面積が1,158㎡。その外1筆ございまして、合計田2筆で2,420㎡。こちらの届出日が令和7年2月25日。現状の変更の理由と致しまして、当該土地について、隣地の畑と高さを合わせるため、0.2m盛り土を行い、畑として活用するとの事です。以上報告致します。

- 議長 はい、ありがとうございました。ただ今事務局の説明が終わりました。皆さんの方から質疑のある方は挙手をお願いします。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）
- はい。ございませんという事で、これで報告第1号及び報告第2号を終わります。
- 次に報告第3号「農地地目変更届について」進行番号1を上程致します。事務局説明願います。
- 事務局主事 はい。報告第3号「農地地目変更届について」進行番号1・西部地区。土地と致しまして、字橋本。地目台帳及び現況が田。面積が77㎡。その外2筆ございまして、合計田3筆で620㎡。届出年月日が令和7年2月26日。地目変更の理由と致しまして、自己所有の田を畑にして野菜の耕作を行うためという事です。以上でございます。
- 議長 はい、ありがとうございます。ただ今事務局の説明が終わりました。どなたか質疑のある方は挙手をお願い致します。ありませんか？（「ありません。」の声あり。）
- はい。ありませんという事ですので、これで報告第3号は終わりたいと思います。
- はい、その他皆さんから何かございませんか？（「ありません。」の声あり。）
- ありませんという事ですので、これで会を閉めたいと思います。大変ありがとうございました。
- 事務局長 はい、会長ありがとうございました。それでは閉会の挨拶を庄司会長職務代理者をお願い致します。
- 会長職務代理者 はい、本日は全ての案件を承認頂きました。ご苦勞様です。これで会議を終わりたいと思います。ご苦勞様でした。（「ご苦勞様でした。」の声あり。）

午前10時38分 閉会

令和7年3月25日の会議録署名委員

議 長 長 山 清 市



署名委員（3番委員） 鎌 田 美智雄



署名委員（4番委員） 菅 野 正 信



令和7年3月 第3回農業委員会定例総会 議事録（作成者：事務局）